

令和元年 第6回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和元年 第6回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和元年7月4日 午後1時5分～午後2時5分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (13名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	大 場 男
	7 番	打 田 佳 史	8 番	福 家 敏 春
	9 番	平 間 初 美		
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
			14 番	只 野 透
5 欠席委員 (2名)	10 番	浦 島 規 生	13 番	谷 口 学
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4	報告第1号	美瑛町農業委員会事務局職員の任命について		
日程第5	議案第1号	令和元年5月27日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について		
日程第6	議案第2号	土地の現況証明願書の交付について		
日程第7	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)		
日程第8	議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について (賃貸借)		
日程第9	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について (所有権移転)		
日程第10	議案第6号	農用地利用集積計画 (案) について (令和元年7月9日公告予定分)		
日程第11	協議案第1号	農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定について		
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代			
	係 長 山 口 祐 弥 主事補 佐 藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和元年第6回農業委員会総会を開会いたします。本日の会議には、浦島委員、谷口委員から欠席の届け出が提出されております。よって本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかにりっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会 長 皆さんこんにちは。今年も7月に入りまして、1年のうちの半分が過ぎたと。もう一月もしない間に、麦刈りが始まり、その後、ずっと秋まで収穫が続くというそんな時期になりました。それぞれお忙しい中、総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今年九州は何日か前から、たいへんな豪雨ということで、たいへんな状況が続いているわけでございますけれども、何とか植えたばかりの田んぼがですね、水に浸かった姿を見ますと、ほんとにやりきれないと思いますし、熊本の地震で、被害を蒙りました益城町もまた今回、大雨の被害ということでほんとに悲しい限りです。

美瑛町におきましては、おかげ様で大きな災害はありませんが、若干水不足ということで、何とかこの後、時間かけてゆっくり雨が降ってもらって、良い出来秋を迎えることができばなどそんなふうに思っているところです。

今、局長から前段挨拶ありましたけれども、2年間、農業委員会で、活躍いただきました佐藤係長に変わりました、農林課から山口係長が新たな職員として、農業関係ですから多分山口君を何回か見たこともあるし、お話したこともあると思いますけれども、佐藤君同様ですね、頑張っていたきたいと思えます。

また、これも先ほど局長の方から、研修旅行の積立金を7月の報酬から3万円引かせてくださいという話がありました。何とか25万につきましては、給料の中から、引いて手出しのないようにしたいということで、ご了解をいただきます。また、この後総会が終わりましたら、農業研修センター「美進」、佐

藤委員のお計らいによりまして、実は町議、農協理事監事、農業委員含めまして、事務局入れますと50人を上回るということで、たいへんこう私も驚いているところでありましてけれども、何か農協の方も見学されたことないというし、町議の方もごく一部しかない。私、農業委員は全員見たと思ったんですが、農業委員の中にも、まだ見学されてない方がおられるということで、ちょっと大人数になりましたけれども、ご協力をお願いしたいのと、佐藤委員にはですね、技術研修も含めて、大所帯での研修ということで、大変こうご苦労かけますけれど、どうかよろしくお願ひしたいとそんなふうに思います。

この後、7月6日に相談員が企画しました、フィーリングチャンスinびえい夏を、7月6日、7日にやる予定です。今のところ女性10名、男性10名の出席が決まっているということで聞いております。何か今回は、男性後継者が、旭川の駅までバスで迎えに行ってお出迎えをする。その後、丘の散歩路を元の白井牧場ですか、あそこでなんかジェラードを食べながら歓談をし、そしていつものとおり、町に戻ってきて、回転ずしやって次の日はですね、辻さくらんぼ園行って、さくらんぼ収穫を体験するというような計画で進んでいるようでございます。

毎回言いますが、大森相談員、いろんな企画をしていただいて、何とかマッチングになればなとそんなふうに思うところでもあります。

今日は交流会も含めまして、少し長丁場になりますが、どうか最後まで、おつき合いをしていただきたい。あともう1点、今事務局から議案の訂正もありましたけども、そんなことのないように、総会ですので、どうかお許しを願えればとそんなふうに思います。どうかよろしくお願ひします。

○事務局長 それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○議 長 これより会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物の配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日一日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、1番、森平委

員、7番、打田委員を指名いたします。

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、6月3日、令和元年第5回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。
2番、6月4日、平成30年度美瑛町農業所得税対策協議会決算監査が開催され、古川委員が出席しております。
3番、6月6日、平成30年度美瑛町農業所得税対策協議会定期総会が開催され、会長、古川委員が出席しております。
4番、6月10日美瑛町議会第4回定例会が開催され、会長が出席しております。
5番、6月11日、平成31年度第2回、農業振興機構理事会が開催され、会長が出席しております。
6番、6月20日から6月21日、美瑛町議会第4回定例会が開催され、会長が出席しております。以上です。

○議長 これで諸般の報告を終わります。

○議長 日程第4、報告第1号、美瑛町農業委員会事務局職員の任命について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告第1号、美瑛町農業委員会事務局職員の任命について、農業委員会等に関する法律第26条第3項に基づき、美瑛町農業委員会事務局職員の任命を次のとおり行う。
人事発令日、令和元年7月1日、係長 佐藤文紀。発令事項は、美瑛町に出向を命ずる。
人事発令日は同様でございます。係長 山口祐弥。美瑛町農業委員会事務局職員に任命する。庶務係長を命ずる。以上です。

○議長 長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議長 長 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 長 日程第5、議案第1号、令和元年5月27日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案第1号、令和元年5月27日提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主 ■■■■さん、借主 ■■■■さんについて、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字■■■、地番■■■外3筆、面積計1万6,000㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから、借主 ■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、5月27日付けで合意解約です。こちらの土地については、後程、議案第3号にて贈与の申請が上がってきております。
以上で説明終わります。
- 議長 今局長のほうから、もう少しこう詳しく説明をさせていただきます。
- 事務局長 青年就農給付金の受給要件の中に、親元就農した場合は、就農5年後に就農時に貸借した農地を取得しなければならないという要件があります。そのため5年後の期日が令和元年5月31日であったため、今回合意解約の手続を行いまして、農地法第3条の案件で贈与し、所有権移転を行うものです。要件を満たさない場合は、150万円×5年分を変換しなければなりません。
- 議長 長 議案第1号についての、補足説明がありましたけど、みなさんの方から何か。ご異議ありませんか。
【なしの声】
- 議長 長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
【全員挙手】
- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 日程第6、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
議案第2号、番号1番については、12番、■■■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■■■■委員の退席をお願いいたします。
【■■■■委員退席】

○議長 議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、土地の現況証明願書の交付について。
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった■■■■さん外3名の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■、地目、登記簿畑。現況非農地。面積■■■■㎡です。土地所有者並びに申請人、美瑛町字■■■■さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、10年前までの畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 午前中現地行って確認していますが、現状ではもう、資材置き場等になっており、将来的には倉庫の建設予定、また、資材置き場等で利用したいということで、問題はないかと思いません。

○議長 ありがとうございます。
番号1番について、現地調査の結果を、■■■■に変わりました私の方から説明をさせていただきます。

○会長 今、地区担当委員であります、■■■■委員さんの方から説明がありましたとおり、既に農地としての利用もしてませんし、今後も農地としての利用というような条件ではありませんので、何ら問題ないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 これより、番号1番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願ひます。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
 []の入場を認めます。
 【 [] 入場】
- 議 長 [] 委員にお知らせいたします。本件は原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。
- 議 長 議案第2号、番号2番から番号4番については、一括して審議いたします。
 議案第2号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、土地の表示字名、字 []、地番 []、地目、登記簿畑。現況非農地。面積 [] m²です。土地所有者並びに申請人、美瑛町字 []、農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、33年前まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。
 以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります [] 委員からの補足説明をお願いします。
- [] 委員 この土地につきましては住宅周りの土地ということで、法面であったり、庭木があったりしまして、また大きな機械、作業機が入るほどの面積もなく、農地としては不向きかなと考えています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。続いて番号3番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号3番、土地の表示字名、字 []、地番 [] 外2筆、地目、登記簿畑及び牧場、現況非農地。面積計2万4,683 m²です。
 土地所有者名並びに申請人、 [] さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、25年前まで畑及び牧場の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。
 以上で説明を終わります。
- 議 長 番号3番につきましては、地区担当委員が不明でしたので、

会長案件とさせていただきます。私から補足説明をさせていただきます。

○会長 [] さん。たまたま今日午前中、行きましたらちょうど、[] さんが札幌から来て住宅の周りにいたということで、少しお話をさせていただきました。既にお父さんが、98 歳。それで札幌から来ているということで、今、事務局から報告もありましたけども、長い間、農地としての活用がないということで、何回か、農業委員会の局長のほうに電話がありまして、誰かに売りたいんだというようなことがありました。私も、条件的には一般の畑作農家が、作るのには少し不適地かなと思ひまして、振興機構、佐藤委員も通じまして、そばを作ってる方にどうでしょうかとお声掛けをしたんですけれども、面積的にも条件的にも、売買、賃貸もできないというような状況になりました。そういう中で、局長と話して、このままあそこ農地として残しておくことがはたして適切かというようなことと、[] さんも既に 68 歳と、いうことで、何とか地目変更して、住宅を含めて、整理したいという案件でありましたので、今回、そういうことで、申請をしていただきました。そういうことでよろしく審議をお願いします。

○議長 続いて、番号 4 番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号 4 番、土地の表示字名、字 []、地番 []、地目、登記簿畑。現況非農地。面積 [] m²です。土地所有者並びに申請人、美瑛町 [] さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。

こちらにつきましては 30 年前まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用がなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります [] から補足説明をお願いいたします。

○ [] この土地の元の持ち主でありました [] さんが、昨年の 8 月離農いたしましたして、また今年の 2 月に亡くなりました。 [] 君が相続したということでですね、住宅もあり、住宅建ってる所以外は、畑だったということで、整理のために、農地から外したいという申請でした。どうか皆さんのご審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、番号 2 番から番号 4 番について現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

- 斉藤班長 午前中、2班で2番、3番、4番、現地を確認してまいりました。それぞれ担当の委員さんの説明もあったとおりです。2班としては問題ないというふうに確認してまいりましたので、よろしく審議のほどをよろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。これより、番号2番から4番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第2号、番号2番から4番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第3号、番号1番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 議案第3号、農地法3条の規定による許可申請について、所有権移転。
農地法第3条の規定による農地の所有権設定申請のあった、譲渡人 ■■■■さん、譲受人 ■■■■さん外1件の許可の可否について審議を求めるものです。
なお、議案第3号と議案第4号で審議いただく3案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員が定める別段面積を超えていることから、要件を満たしていることをご報告いたします。
番号1番、土地の表示字名、字■■■■、地番■■■■、面積■■■■㎡につきましては、譲渡人 ■■■■さんから譲受人 ■■■■さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛から■■■に約6kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は該当農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は経営規模拡大のため、譲受いたしたいとのことです。詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して地区担当委員であります、■■■委

員からの補足説明をお願いします。

- 委員 ただいまの説明のとおりです。君は、昨年まで畑を作っていたんですけども、トマトのハウスを5棟増やすということで、畑を作る余裕がなくなったということで、農地に売買とか、賃貸で去年以来、今年賃貸で申し込みを受け付けております。さんにつきましては、さんもこの件について、ここに入ったり、またさんの土地も買ったりして、いろいろと面積が多くなりまして、ただここは息子さんもありますので、そういう面では、農業的にやっていけるのかなと思っております。今回の贈与に関しましては、畑としてるんですが、すごい傾斜なんですよね。そういう内容で君も、もしあれだったら、譲ってもいいよという内容で、話し合いはつきましたので、こういうふうな中で結果が出ていると思います。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。これより、議案第3号、番号1番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ありませんか。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 番号2番、土地の表示字名、字、地番外3筆、面積計2万5,309㎡につきましては、譲渡人さんから譲受人さんへの贈与による所有権移転申請です。
申請箇所はJR美瑛駅からに約8kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は本人高齢につき、農業後継者である譲受人に申請地を贈与したい。なお、本申請地は相続税法第21条の9第3項の規定相続時精算課税の適用を受けたい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのこと。詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議長 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります委

員からの補足説明をお願いいたします。

- 委員 先ほど議案1号であった件、 君は、青年就農給付金のことで、父親の土地を相続時精算課税という形で、贈与という形で取得することになりました。
- 議長 ありがとうございます。これより、議案第3号、番号2番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第3号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 日程第8、議案第4号、農地法第3条の規定による、許可申請について、賃貸借の件を議題とします。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借。農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定申請のあった、貸主 さん。借主 の許可の可否について審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示字名、字、地番、面積 m^2 につきましては、貸主 さんから借主 への賃貸借による利用権設定申請です。
申請箇所はJR美瑛駅からに約6kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は高齢により作付ができないため、借主に貸し付けたい。借主は、貸主の意向を受け、借り受けたいとのことです。価格は 円で10a当り 円です。詳細につきましては、議案6頁をご確認ください。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります 委員からの補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局より報告のあったとおりでございます。 さんに至りましては、数年前まで作付はしてたんですけども、やはり高齢ということで、誰か貸したいというお話がありました。そこですぐ隣にですね、 さんが、畑を所有しております。また、自宅にも非常に近いということで、賃貸借

の契約を結びました。■■■■■さんにつきましても、何ら問題なく考えておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。これより、議案第4号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第4号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第9、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。

議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 議案第号、農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転。

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請のあった貸主 ■■■■■さん、借主 ■■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、字名、字■■■■■、地番■■■■■、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は■■■■■㎡です。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■■に約5kmの箇所で、土地所有者は■■■■■さんで、転用計画者の■■■■■さんによる農家住宅の建設のための所有権移転、売買の転用許可申請です。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて農用地除外申請中であり、都市計画区域外となっております。

農用地の転用は原則不許可ですが、農家住宅の建設に伴う転用であるため、農地法施行規則第38条及び39条第1項に該当する施設であり、農家住宅建築は農地転用許可できるとされているため、転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては、議案7頁をご確認ください。

以上で説明終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して地区担当委員であります、■■■■■より補足説明をいたします。

○■■■■■ ■■■■■君、現在34歳。3、4年前に結婚されまして、結婚と

同時に、現在、[REDACTED]に子供さんと3人で生活をしております。ご存じの通り、[REDACTED]ということで、子供もできたということで、父親の住宅の隣に農家住宅を新築したいという案件でございます。後継者住宅ということで、ご理解をいただいております。願えればとそんなふうに思います。

○議 長 議案第5号について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい、午前中現地調査をしてまいりました。農家住宅、後継者の農家住宅の建設ということで、何ら問題ないというふうに2班では判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。これより、議案第5号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。
議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第10、議案第6号、農用地利用集積計画案について、令和元年7月9日公告予定分の件を議題とします。
議案第6号、番号1番から番号7番までの件は、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、農用地利用集積計画、案について、令和元年第6回、令和元年7月9日公告予定分。[REDACTED]さん外6件、改善組合承認済み、から利用権の設定等、所有権の移転2件、賃貸借5件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]さんへの売買、田1筆、畑1筆、8,235㎡。[REDACTED]円で、10a当り田[REDACTED]万円、畑[REDACTED]万円です。賃貸借権設定から売買への切り替えとなります。

番号2番、字[REDACTED]さんから、字[REDACTED]さんへの売買、田2筆、畑5筆、5万7,177㎡。[REDACTED]

■■■■円です。10a当り田■■■万円、畑■■■■円です。■■■さんの離農に伴う売買となっております。

番号3番から番号5番までについては、公社への売買及び賃貸借するまでのつなぎ賃貸となります。

番号3番、■■■■さんから、字■■■■への賃貸借。田1筆、■■■■㎡。■■■■円で10a当り田■■■■円です。期間は1年間です。

番号4番、字■■■■さんから、字■■■■さんへの賃貸借。田2筆、8,351㎡、■■■■円で10a当り■■■■円です。期間は1年間です。

番号5番、字■■■■さんから、字■■■■さんへの賃貸借。田2筆、1万316㎡。■■■■円で10a当り■■■■円です。期間は1年間です。

番号6番、7番までについては、■■■さんの離農に伴い、公社へ売買するまでの期間のつなぎ賃貸となります。

番号6番、字■■■■さんから、字■■■■さんへの賃貸借。畑7筆、10万6,880㎡。■■■■円で10a当り■■■■円です。期間は1年間です。

番号7番、字■■■■さんから字■■■■さんへの賃貸借。畑6筆、6万5,401㎡。■■■■円で10a当り■■■■円です。期間は1年間です。

以上、設定を受ける者7件、5名、1法人、設定をする者7件5名、田8筆7万7,674㎡。畑19筆、20万3,699㎡。計27筆、28万1,373㎡です。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第6号、番号1番から番号7番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第6号、番号1番から番号7番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 協議案第1号、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定について。協議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 協議案第1号、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定について。

美瑛町農業委員会が農地法施行規則第 17 条で定める基準に従い、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の面積について、次のとおりとするものです。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の面積 1.4ha。北海道では従来 2ha が下限面積とされていましたが、平成 21 年の農地法改正により別段面積を定めることが可能となり、本委員会では、協議の末 1.5ha とした経緯がございましたが、美瑛町が掲げる農業経営基盤強化促進基本構想内で、野菜専業高収益作物トマトの必要面積が 1.4ha と設定されているため、基本構想との整合性を図るため、昨年度より下限面積を 1.4ha へ変更いたしました。今年度も引き続き下限面積を 1.4ha としてよろしいか、お諮りいたします。

○議 長 今、事務局より、この下限面積の経緯経過について、報告がありましたけど、皆さんのほうから、ご異議ありませんか。どうですか。斉藤委員。

【なしの声】

○議 長 ない？わかりました。他の委員の皆さんどうですか。
大分前の総会だと思うんですけど、近隣町村は下限面積が相当低いところもあります。1ha 未満の面積やはりあの蔬菜っていうことを考えると、1.4ha が適当か適当でないかっていうのは、問題が分かれる部分だと思うんです。基本的には、今係長が話したとおり、町の農林課が作る基本構想の構想によって下限、1.4ha であれば、農業経営としてやっていけるっていうことの面積ですが、どうですか、佐藤委員、下限面積について。

○佐藤委員 実質、トマトで就農してる人らが、農地を使ってる面積といえば、半分ほど、経営の実面積の使用後は、緑肥、あとはカボチャ、スイートコーンといったものを蒔く。過去には 2ha でしょう。やはり広くなればなるほど、農地は荒れてるといような管理状況になってしまいます。できるだけ実質に近いような面積で設定したほうがいいと思います。

○議 長 どうですか、またそれ以外に何か皆さんのほうから、ありませんか。

【なしの声】

○議 長 それではないようですので、協議案第 1 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 項に定める下限面積の設定については、議案書どおりでよろしいでしょうか。

○議 長 はい。それでは、協議案第 1 号につきましては、議案書のとおりといたします。

- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和元年第5回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和元年7月4日

美瑛町農業委員会長

川崎章道

美瑛町農業委員

森平敏文

美瑛町農業委員

打田佳史